

ご注意ください！

「ガス会社」と偽って 「警報器」の取付けを行う事象が発生しています。

最近、当社ならびに京葉ガスサービスショップ、京葉ガスグループ会社とはまったく関係のない者が、「ガス会社」を名乗り不当に代金を請求するなどの事象が発生しています。お客さまにおかれましては十分ご注意くださいようお願いいたします。

京葉ガスでは、お客さまにガスを安心してご使用いただくためにガス事業法に基づき3年に1度、ガスもれ検査やガス機器調査を行っています。京葉ガスから委託を受けた株式会社ケイハイ（京葉ガスグループ）の係員が訪問し作業を行いますが、検査・調査の際、お客さまから費用をいただくことはありません。

ところが、当社ならびに京葉ガスサービスショップ、京葉ガスグループ会社とはまったく関係のない者が「ガス会社」を名乗り警報器（当社供給ガス適用外）を設置し代金を不当に請求する事象が鎌ヶ谷市内において1月15日に、昨年12月4日には柏市内で「ガスの点検」などと偽る事象が発生しています。

担当係員がお客さま宅を訪問させていただく場合は必ず身分証明書を携帯し、お求めによりいつでもご提示させていただくことにしています。

お客さまにおかれましては、ご不審の際にはご確認いただきますとともに、そうした行為に十分ご注意くださいようお願いいたします。

不審な訪問を受けた場合は、身分証明書の提示をお求めいただき、ご不明な点につきましては、京葉ガスお客さまコールセンター（TEL：松戸047-361-0211 電話受付時間 / （平日）月曜日～金曜日9：00～19：00、土曜日9：00～17：00、休業日 / 日曜日、祝日、年末年始等）までお問い合わせいただきますようお願いいたします。

